

方法書の審査書(案)

No.		
事業名		北檜山ウインドファーム事業
事業者名		エコ・パワー株式会社
事業実施区域		北海道久遠郡せたな町
事業 特 性	事業の内容	<p>風力発電所設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電所出力:120,000kW ・風力発電機の台数:2,000~3,000kW×60基 ・ブレード中心高さ:60~80m ・ローター直径:80~103.4m
	工事の内容	<p>工事用資機材の搬出入としては、コンクリート等の一般工事用資材、風力発電機等の長尺物、工事関係者の通勤がある。造成にあたっては、土量収支を考慮した上で発生した残土については、再利用を含め適正に処理する計画である。</p> <p>建設機械の稼働については、工事用・管理用道路等の道路工事、敷地造成、基礎工事、風力発電機組立・据付工事等がある。</p>
地 域 特 性	大気質	<p>対象事業実施区域周辺において、大気監視地点はなかった。</p> <p>なお、対象事業実施区域の北東75kmに位置する豊浦町の豊浦小学校で大気質の常時監視を実施されており、環境基準を下回る結果であった。</p> <p>また、対象事業実施区域近傍を通過する一般道路740号の平成22年度における24時間交通量は、998台であった。</p>
	騒音・超低周波音	<p>対象事業実施区域の周辺において、騒音監視地点はなかった。</p> <p>なお、対象事業実施区域の北東約6kmに位置する一般国道229号で自動車交通騒音が測定されており、環境基準を下回る結果であった。</p>
	振動	<p>既存資料で基本的な調査対象範囲における振動に関する測定情報は得られなかった。</p>
	水質	<p>対象事業実施区域の周辺において、水質測定地点はなかった。</p> <p>なお、対象事業実施区域の北東約5kmに位置する後志利別川で水質測定が行われていた。</p> <p>大腸菌群数の環境基準が達成されていない状況であったが、その他の項目は環境基準を達成していた。</p>

地形・地質	調査対象範囲において学術上又は希少性の観点から重要である地形及び地質は存在しなかった。
動物	対象事業実施区域を含む二次メッシュにおいて、重要な動物として哺乳類で1種、鳥類で15種、昆虫類で3種、淡水魚類で3種抽出された。
植物	対象事業実施区域を含む二次メッシュにおいて、重要な植物が1種抽出された。対象事業実施区域の植生は、牧草地、畑地、チシマザサークマイザサ群落、エゾマツ-ダケカンバ群落が主に占め、トドマツ植林、ブナーミズナラ群落、ダケカンバ群落などが点在している状況であった。対象事業実施区域には、特定植物群落や巨樹・巨木は確認されなかった。
生態系	調査対象範囲では樹林地の占める割合が最も多く、主な河川として太櫓川が対象事業実施区域の北側に流下している。
景観	対象事業実施区域には、景観資源及び主要な眺望点は位置していなかった。周辺5km程度の地域においては、北西約500mにふとろ海水浴場が、北約5kmに後志利別川が位置していた。
触れ合いの活動の場	対象事業実施区域には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は位置していなかった。北西約500mにふとろ海水浴場が位置していた。
廃棄物等	せたな町周辺における産業廃棄物処理業者は13社ある。
その他 (教育・医療・福祉施設の配置状況、公園指定等環境保全地域区域指定状況、既設風力設置状況等)	<p><教育・医療・福祉施設の配置状況> 対象事業実施区域内に位置する社会福祉施設はなく、基本的な調査対象範囲に位置する社会福祉施設は、太櫓へき地保健福祉館のみであった。対象事業実施区域及び基本的な調査対象範囲に位置する医療施設は、なかった。対象事業実施区域及び基本的な調査対象範囲に位置する教育施設は、なかった。</p> <p><既設風力発電機の設置状況> せたな町に国内初の洋上風力発電機(600kW×2基)が建設されており、平成16年から運転が開始されている。当該風力発電機は“風海鳥”の愛称で町の観光資源と活用されている。 また、洋上風力発電機が設置されている海域に面した陸地には陸上風力発電機(2,000kW×6基)が建設されており、平成17年から運転が開始されている。既設風力発電機は対象事業実施区域から北に約6kmに位置している。</p>

環境影響評価の項目	参考項目との差異	別紙参照
	調査・予測・評価の手法	方法書P.124～P.161参照
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見		住民意見の概要及び事業者見解：資料3-1-3参照 関係都道府県知事意見：資料3-1-4参照
審査結果		環境審査顧問会風力部会の御意見を聞いたうえで、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な意見を記載。
備考		本審査書は事業者から届出された環境影響評価方法書を基に作成したものである。

表 4.1.1-3 環境影響評価の項目

影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働	
環境要素の区分								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			
			粉じん等	○	○			
		騒音	騒音	○	○			○
			超低周波音					○
	水環境	振動	振動	○	○			
			水質	水の濁り		×	○	
	その他の環境	底質	有害物質		×			
			地形及び地質	重要な地形及び地質				×
その他		風車の影					○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く)				○	○	○
		海域に生息する動物				×	×	
	植物	重要な種及び重要な群落(海域に生育するものを除く)				○	○	
		海域に生育する植物				×	×	
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	○	○
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○			×	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物				○		
		残土				○		

備考
 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 イ 工事の実施に関する内容
 (1) 工事に資する資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 (2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。
 (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
 ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 (1) 地形改変及び施設の有無として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変を伴う。
 (2) 施設の稼働として、風力発電所の運転を行う。
 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
 五 この表において「風力発電機の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象(シャドーフリッカー)をいう。
 六 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 七 この表において「主要な眺望点」とは不特定かつ多数のものが利用している眺望する場所をいう。
 八 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。
 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの場」とは、不特定かつ多数のものが利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

注) ○: 主務省令別表第5に規定する環境影響評価項目のうち、対象事業において選定した項目
 ×: 主務省令別表第5に規定する環境影響評価項目のうち、事業特性及び地域特性を考慮した結果、非選定とした項目
 ◻: 主務省令別表第5に規定する環境影響評価項目のうち、参考項目であることを示す。